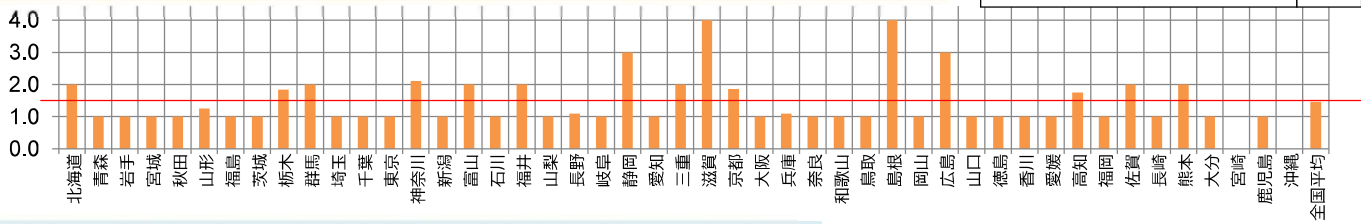


# 協議の場※の開催状況

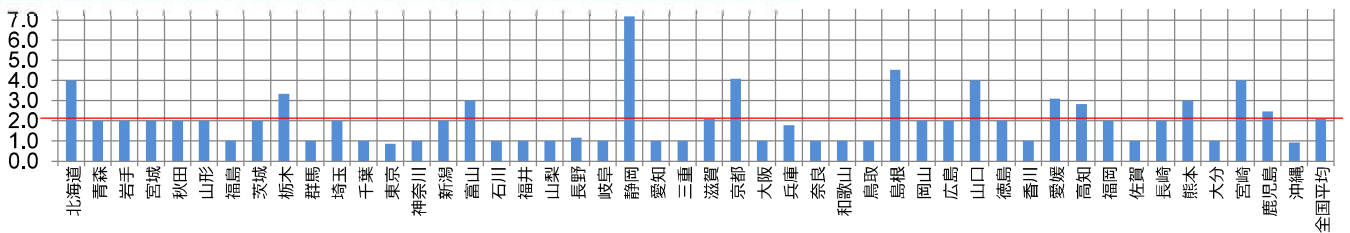
- 「協議の場」の開催回数は平均1.5回、個別の市町村との「事前協議」は平均2.1回実施された。
- 50%強の地域が「地域医療構想調整会議」を活用し、協議を実施した。

地域医療構想WG合同会議  
在宅医療WG合同会議  
資料2  
平成30年3月2日

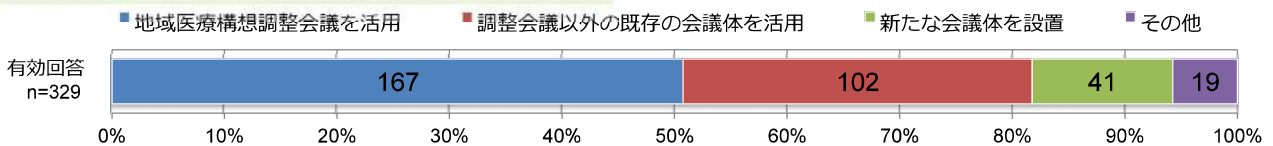
■ 都道府県と市町村等による「協議の場」の開催回数（二次医療圏（構想区域）あたりの平均）



■ 都道府県と個々の市町村との「事前協議」の実施回数（市町村あたりの平均）



■ 「協議の場」の持ち方（二次医療圏（構想区域）ごとの集計）



※本資料の「協議の場」とは、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」に基づき、医療計画、介護保険事業（支援）計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保するために行う、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場をいう。

## Ⅱ 第7次医療計画の中間見直しにおける追加的需要に対する在宅医療の考え方について

## 第7次医療計画の中間見直しについて

○ 医療計画の中間見直しに関して、「医療計画の見直し等に関する検討会」において、中間見直しの際に反映が適当と考えられる事項（「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（令和2年3月2日））が整理され、これを踏まえ、令和2年4月13日付けで「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の一部改正を実施。

○ 今般の一部改正では、検討会とりまとめを踏まえ、各疾病・事業等の医療体制構築に係る現状把握のための指標例を中心に改正を実施。

○ 都道府県による医療計画の中間見直しの時期については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、見直しの議論を令和2年度内に終わることができず、見直し後の医療計画の適用が令和4年度以降となったとしても差し支えないこととしている。

12

### 在宅医療の整備目標の設定プロセスについて（令和2年8月25日一部改正）

- 「地域医療構想による病床の機能分化・連携」に伴い生じる「介護施設・在宅医療等の追加的需要」に対する受け皿については、療養病床から介護施設への転換意向調査の結果や、既存の統計データ等を活用しながら、都道府県と市町村等の協議の場における協議を経て、サービスごとの目標を設定していくこととした。

「医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」抜粋（平成29年8月10日厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知（令和2年8月25日一部改正））

#### 3 医療計画における在宅医療の整備目標について

##### (2) 追加的需要に対する在宅医療の考え方

**介護施設・在宅医療等の追加的需要は、基本的に療養病床からの移行によるものである。**地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、指定介護療養型医療施設の廃止の期限が**令和5年度末**とされ、新たなサービス類型として介護医療院が創設されたことから、療養病床からの移行分としては、**まずは、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設から介護医療院等の介護保険施設への移行を念頭に置く必要がある。**（中略）

このため、医療計画及び介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの**転換意向を把握するための調査**に基づき、都道府県と市町村の連携の下で把握する介護保険施設等への移行の意向を踏まえる必要がある。**具体的には、医療療養病床については意向調査により把握した令和5年度末時点の見込み量を医療療養病床からの追加的需要の下限として設定することとし、指定介護療養型医療施設については意向調査により把握した医療保険適用病床への転換予定を除く全数に相当する数を追加的需要として設定すること。**

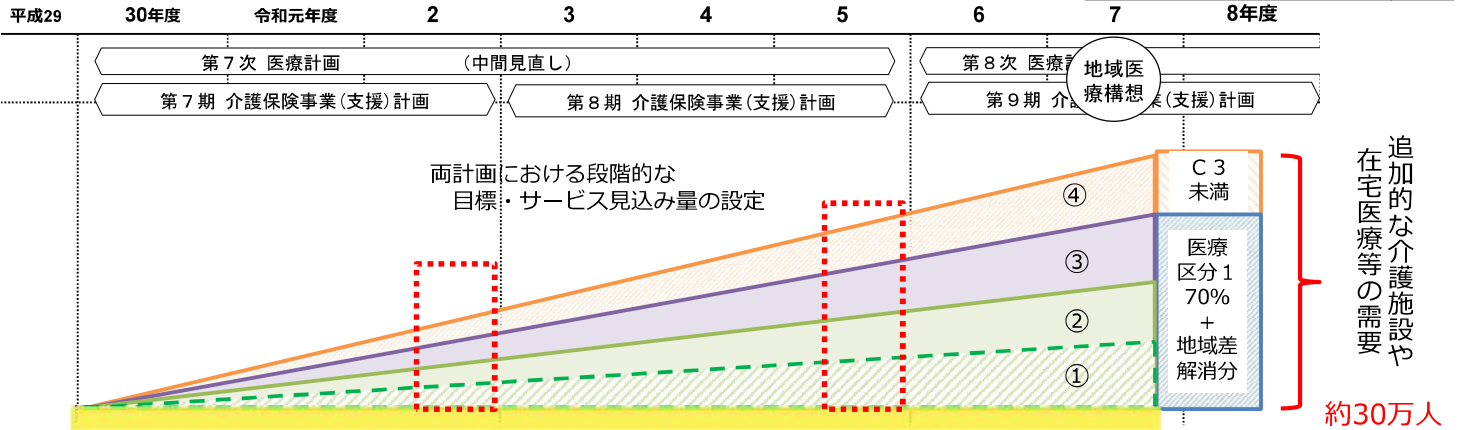
2025年の推計における追加的需要については、その多くはこれらの移行によるものと考えられるが、2(2)により**比例的に算出した追加的需要分に満たない部分は、**その他の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等によるものと考えられる。これらについては、**以下のような資料を参考としつつ、**今後、各都道府県、市町村において、現在の療養病床の数、これまでの在宅医療・介護サービス基盤の整備状況、今後の病床機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの深化・推進を踏まえた将来の在宅医療・介護サービスの在り方等を踏まえて、**在宅医療と介護保険施設との間でその対応する分を按分した上で、在宅医療の整備目標に反映させること。**この際、**都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て設定すること。**また、以下については、基本的に現状の退院先等を参考とするものであることに留意が必要である。

- ア) 患者調査や病床機能報告における療養病床を退院した患者の退院先別のデータ等を参考にしつつ、必要な在宅医療や介護サービスを検討する。  
イ) 各市町村において**国保データベースを活用し、**当該市町村における療養病床を退院した者の訪問診療や介護サービスの利用況等を把握し、必要な在宅医療や介護サービスを検討する。  
ウ) その他、**各市町村における独自アンケート調査、**現状における足下の統計データ等を活用して、必要な在宅医療・介護サービスを検討する。

# 追加的需要に対応する在宅医療の考え方について

○ 増大する需要のうち、病床の機能分化・連携に伴い生じる追加的需要への対応の考え方については、両計画の整合性の確保に資するよう、国から検討プロセスを提示。

地域医療構想WG合同会議	資料2改
平成30年3月2日	



【追加的需要に対する在宅医療の考え方】

## STEP 1 ①の部分

まず、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設から介護医療院等の介護保険施設へ移行することにより対応する分（介護サービスにより対応する分）を、転換意向調査の結果を活用して設定。

## STEP 2 ②③の部分

①以外に必要なサービスの受け皿について、以下のような資料等を参考としつつ、在宅医療と介護保険施設との間でその対応する分を按分した上で、在宅医療の整備目標に反映させる。

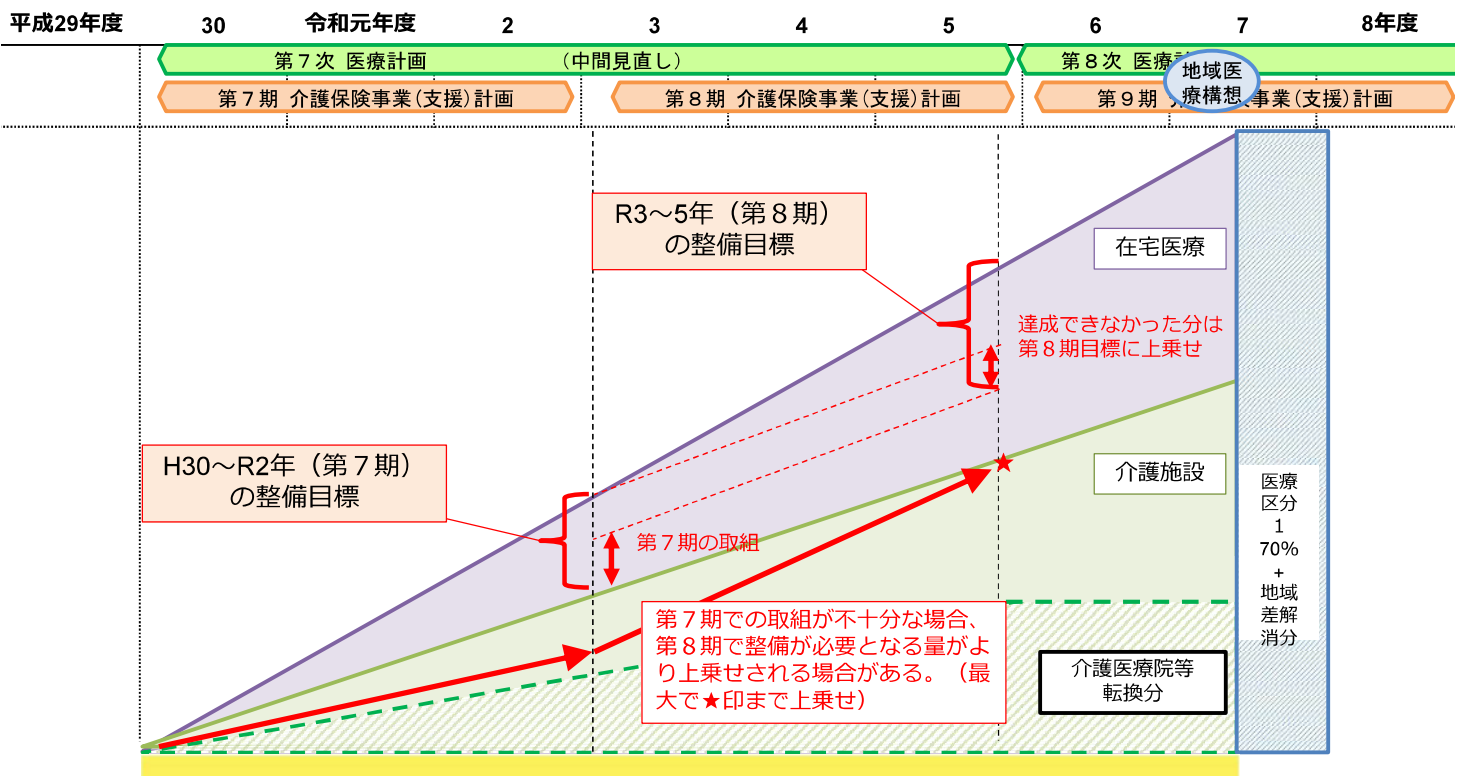
- ア) 患者調査や病床機能報告における療養病床を退院した患者の退院先別のデータ等
  - イ) 各市町村において国保データベースを活用し、当該市町村における療養病床を退院した者の訪問診療や介護サービスの利用況等
  - ウ) その他、各市町村における独自アンケート調査、現状における足下の統計データ等
- この際、都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て設定すること。

※④については、外来医療により対応することを基本とする。 14

# 目標の中間見直しについて

第11回医療計画の見直し等に関する検討会	資料2改
平成29年6月30日	

○ 在宅医療の整備目標について、医療計画の中間及び第7期介護保険計画の終期において見直すこととし、その際、協議の場を活用して実績を評価した上で、次の整備目標に反映することを基本とする。



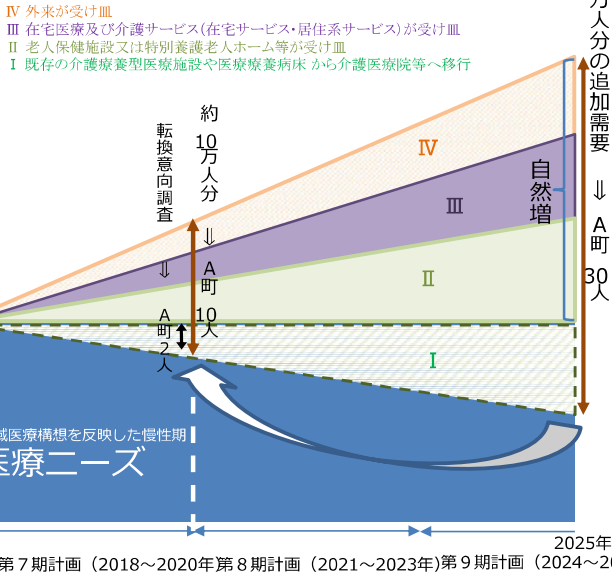
地域医療構想を踏まえた介護ニーズの推計方法について

令和2年度全国介護保険担当  
課長会議資料  
(令和2年7月31日掲載)

第7期介護保険事業計画策定時

○第7期の介護保険事業計画を策定する際、地域医療構想に伴う介護ニーズ等増分については、2025年度における追加的需の増約30万人分を第7期末時点(2020年)に割り返し、各市町村に割当数(機械的試算)を示していた。

○各市町村は、介護医療院への転換意向調査の数値を下限として割当数を勘案して計画に介護施設等のサービス量を計上していた。



第8期介護保険事業計画策定(案)

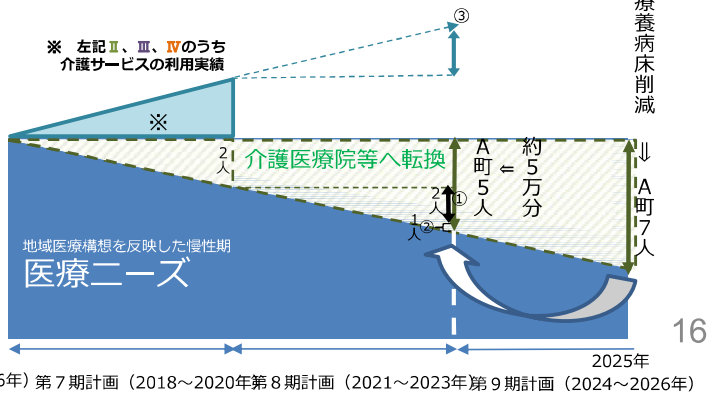
○第7期と同様に、転換意向調査に基づき、市町村と都道府県が連携し、高齢者の利用ニーズや医療療養病床を有する医療機関又は指定介護療養型医療施設の転換意向を把握し、医療療養病床については意向調査により把握した令和5年度末時点の見込量を下限とし、指定介護療養型医療施設については意向調査で把握した医療保険適用病床への転換予定を除く全数に相当する数を追加的需要としつつ、見込むこととする。(①)

下図の例: 8期意向調査2人(①)

○さらに、地域医療構想における2025年の療養病床の減少数から、令和5年度末の数値を比例的に逆算して推計した減少数に相当する追加需要に満たない部分は、都道府県と市町村の協議の場における協議を経て、見込み量を検討し、設定することが重要である。(②)

下図の例: A町5人-7期転換済2人-8期意向調査2人(①)=1人(②)

○その他の高齢化の動向に伴う需要増等については、第7期の介護サービス利用実績に反映されていることから、第7期の傾向を第8期に伸ばすことで計上することを基本とし、その際、在宅医療等の数値も参考とすること。(③)



2025年の介護施設、在宅医療等の追加的需の機械的試算(患者住所地ベース)

平成29年7月28日  
第24回医療・介護情報の分析・検討WG  
厚生労働省提出資料

都道府県	市区町村	年齢階級	計	(療養病床分)		(一般病床分) C3未満	(参考) 訪問診療
				医療区分1 70%	地域差解消		
北海道	函館市	0~39歳	5.20		5.20		12.04
北海道	函館市	40~64歳	14.80	5.13	9.57		35.54
北海道	函館市	65~74歳	27.83	14.20	13.63		136.24
北海道	函館市	75歳以上	286.80	144.03	142.77	226.93	2,427.03
北海道	北斗市	0~39歳	1.19		1.19	2.19	2.76
北海道	北斗市	40~64歳	2.96	1.03	1.94	9.05	7.12
北海道	北斗市	65~74歳	4.65	2.37	2.28	11.22	22.76
北海道	北斗市	75歳以上	42.99	21.59	21.40	34.02	363.79
北海道	松前町	0~39歳	0.08		0.08	0.14	0.18
北海道	松前町	40~64歳	0.35	0.12	0.23	1.07	0.84
北海道	松前町	65~74歳	0.97	0.49	0.47	2.33	4.74
北海道	松前町	75歳以上	10.74	5.39	5.35	8.50	90.86
北海道	福島町	0~39歳	0.05		0.05	0.09	0.11
北海道	福島町	40~64歳	0.19	0.06	0.12	0.57	0.45
北海道	福島町	65~74歳	0.58	0.30	0.29	1.42	2.88
北海道	福島町	75歳以上	5.99	3.01	2.98	4.74	50.66
北海道	知内町	0~39歳	0.09		0.09	0.17	0.22
北海道	知内町	40~64歳	0.24	0.08	0.16	0.72	0.57
北海道	知内町	65~74歳	0.56	0.29	0.28	1.36	2.76
北海道	知内町	75歳以上	5.55	2.78	2.76	4.39	46.93
北海道	木古内町	0~39歳	0.06		0.06	0.10	0.13
北海道	木古内町	40~64歳	0.21	0.07	0.14	0.64	0.50
北海道	木古内町	65~74歳	0.55	0.28	0.27	1.32	2.68
北海道	木古内町	75歳以上	6.85	3.44	3.41	5.42	57.99
北海道	七飯町	0~39歳	0.57		0.57	1.05	1.32
北海道	七飯町	40~64歳	1.60	0.55	1.04	4.87	3.83
北海道	七飯町	65~74歳	3.23	1.65	1.58	7.80	15.81
北海道	七飯町	75歳以上	33.96	17.05	16.91	26.87	287.36
北海道	鹿部町	0~39歳	0.11		0.11	0.20	0.25
北海道	鹿部町	40~64歳	0.24	0.08	0.16	0.73	0.58
北海道	鹿部町	65~74歳	0.57	0.29	0.28	1.37	2.79
北海道	鹿部町	75歳以上	5.63	2.83	2.80	4.46	47.67
北海道	森町	0~39歳	0.32		0.32	0.59	0.75
北海道	森町	40~64歳	0.86	0.30	0.56	2.64	2.07
北海道	森町	65~74歳	1.80	0.92	0.88	4.35	8.83
北海道	森町	75歳以上	19.13	9.61	9.53	15.14	161.92
北海道	江差町	0~39歳	0.26		0.26	0.25	0.20
北海道	江差町	40~64歳	0.54	0.35	0.19	1.68	1.01
北海道	江差町	65~74歳	1.55	0.49	1.07	2.78	1.56
北海道	江差町	75歳以上	11.99	4.74	7.24	19.99	
北海道	上ノ国町	0~39歳	0.13		0.13	0.13	0.10
北海道	上ノ国町	40~64歳	0.28	0.18	0.10	0.88	0.53
北海道	上ノ国町	65~74歳	0.93	0.29	0.64	1.67	0.94
北海道	上ノ国町	75歳以上	8.05	3.18	4.86	11.81	13.42
北海道	厚沢部町	0~39歳	0.13		0.13	0.12	0.10
北海道	厚沢部町	40~64歳	0.26	0.17	0.09	0.82	0.50
北海道	厚沢部町	65~74歳	0.81	0.25	0.55	1.44	0.81
北海道	厚沢部町	75歳以上	6.19	2.45	3.74	9.08	10.32
北海道	乙部町	0~39歳	0.13		0.13	0.13	0.10
北海道	乙部町	40~64歳	0.25	0.16	0.09	0.77	0.46

都道府県	市区町村	年齢階級	計	(療養病床分)		(一般病床分) C3未満	(参考) 訪問診療
				医療区分1 70%	地域差解消		
北海道	乙部町	65~74歳	0.78	0.24	0.54	1.40	0.79
北海道	乙部町	75歳以上	6.66	2.63	4.02	9.77	11.10
北海道	奥尻町	0~39歳	0.07		0.07	0.07	0.05
北海道	奥尻町	40~64歳	0.16	0.10	0.05	0.49	0.29
北海道	奥尻町	65~74歳	0.55	0.17	0.38	0.99	0.56
北海道	奥尻町	75歳以上	4.25	1.68	2.57	6.23	7.08
北海道	八雲町	0~39歳	3.08	0.85	2.23	0.87	0.58
北海道	八雲町	40~64歳	7.56	0.26	7.30	3.26	2.89
北海道	八雲町	65~74歳	8.28	2.39	5.90	6.05	6.07
北海道	八雲町	75歳以上	45.24	17.98	27.27	26.64	66.98
北海道	長万部町	0~39歳	1.02	0.28	0.74	0.29	0.18
北海道	長万部町	40~64歳	1.86	0.06	1.79	0.80	0.73
北海道	長万部町	65~74歳	2.64	0.78	1.88	1.93	1.94
北海道	長万部町	75歳以上	16.07	6.39	9.69	9.46	23.80
北海道	今金町	0~39歳	0.97	0.27	0.71	0.28	0.18
北海道	今金町	40~64歳	2.18	0.07	2.10	0.94	0.86
北海道	今金町	65~74歳	2.66	0.76	1.89	1.94	1.95
北海道	今金町	75歳以上	18.54	7.37	11.17	10.91	27.44
北海道	せたな町	0~39歳	1.00	0.27	0.72	0.28	0.18
北海道	せたな町	40~64歳	2.90	0.10	2.80	1.25	1.14
北海道	せたな町	65~74歳	4.24	1.22	3.02	3.10	3.11
北海道	せたな町	75歳以上	28.96	11.51	17.45	17.05	42.87
北海道	札幌市	0~39歳	25.86	2.39	23.46	79.12	167.12
北海道	札幌市	40~64歳	237.89	59.98	177.93	310.74	387.21
北海道	札幌市	65~74歳	526.59	125.55	401.04	410.56	766.98
北海道	札幌市	75歳以上	6,626.85	1,683.39	4,943.45	1,324.70	18,152.80
北海道	江別市	0~39歳	1.59	0.15	1.44	4.86	10.27
北海道	江別市	40~64歳	12.84	3.24	9.60	16.77	20.89
北海道	江別市	65~74歳	36.23	8.64	27.60	28.25	52.78
北海道	江別市	75歳以上	408.01	115.96	292.05	81.56	1,117.65
北海道	千歳市	0~39歳	1.55	0.14	1.41	4.75	10.04
北海道	千歳市	40~64歳	11.76	2.96	8.79	15.36	19.13
北海道	千歳市	65~74歳	22.29	5.32	16.97	17.38	32.47
北海道	千歳市	75歳以上	246.54	70.07	176.47	49.28	675.33
北海道	恵庭市	0~39歳	1.05	0.10	0.95	3.21	6.78
北海道	恵庭市	40~64歳	8.08	2.04	6.04	10.55	13.15
北海道	恵庭市	65~74歳	18.50	4.41	14.09	14.43	26.95
北海道	恵庭市	75歳以上	224.03	63.67	160.36	44.78	613.68
北海道	北広島市	0~39歳	0.72	0.07	0.66	2.21	4.68
北海道	北広島市	40~64歳	6.42	1.82	4.60	8.39	10.46
北海道	北広島市	65~74歳	17.22	4.11	13.12	13.43	25.08
北海道	北広島市	75歳以上	221.78	63.03	158.75	44.33	607.50
北海道	石狩市	0~39歳	0.73	0.07	0.67	2.24	4.74
北海道	石狩市	40~64歳	6.31	1.59	4.72	8.24	10.27
北海道	石狩市	65~74歳	16.87	4.02	12.85	13.15	24.57
北海道	石狩市	75歳以上	216.97	61.66	155.30	43.37	594.32
北海道	当別町	0~39歳	0.18	0.02	0.16	0.55	1.17
北海道	当別町	40~64歳	1.71	0.43	1.28	2.23	2.78
北海道	当別町	65~74歳	5.43	1.30	4.14	4.24	7.91
北海道	当別町	75歳以上	63.06	17.92	45.14	12.61	172.74